

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	海岸法
根拠条項	第12条第2項
処分の概要	占有許可の取消、行為中止命令 (農政部所管の区域内に限る。)
法令の定め	第12条第2項 海岸管理者は、次の各号の一に該当する場合においては、第7条第1項又は第8条第1項の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。 一 海岸保全施設に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき 二 海岸の保全上著しい支障が生じたとき。 三 海岸の保全上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。
処分基準	(設定不要)
問い合わせ先	農政部農村振興局農村整備課防災災害グループ(電話番号：011-231-4111(内線27-628))
備考	法令の定めに尽くされているため、処分基準は設定しない。